

佐賀県人事委員会告示第3号

勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程（昭和26年佐賀県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(雑則)</p> <p>第3条 この規程に定める事項の外、審査に必要な手続については不利益処分についての<u>不服申立て</u>に関する手続規程（昭和38年佐賀県人事委員会告示第4号）の規定を準用する。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第3条 この規程に定める事項の外、審査に必要な手続については不利益処分についての<u>審査請求</u>に関する手続規程（昭和38年佐賀県人事委員会告示第4号）の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。